



厚生労働省

要請行動項目について

～病院職場の現状と課題に関する意見交換～



自治労現業評議会

一般現業部会

2024. 5. 17



病院職場が抱える課題

- ➡ ○経営形態の変化
- ➡ ○新興感染症による業務への影響
- ➡ ○タスクシェア・タスクシフトによる業務の繁忙化
- ➡ ○慢性的な人員不足
- ➡ ○雇用の多様化

要請項目 1

➡ 【病院関係】

（４）感染症指定病院をはじめ、全ての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

- ➡ ・ コロナウイルス感染症の 2 類から 5 類への移行
- ➡ ・ 慢性的な人員不足による休暇取得が困難な状況
- ➡ ・ 制度の検証や精査

要請項目 2

➡ 【病院関係】

（５）感染症の疑いなども含めて対応している医療従事者が、安全・安心に業務が行えるよう、現場実態に即した防護服の確保など、必要物品の確保に向けた予算措置を行うこと。

- ➡ ・ コロナウイルス感染症を踏まえた新興感染症への危機管理
- ➡ ・ 5類移行に伴う過渡期の対応

施策名：看護補助者の処遇改善事業

令和5年度補正予算額 49億円

① 施策の目的

- 医療分野では他の産業に賃上げが追いついていない現状を踏まえて、緊急の対応として、他の職種より給与水準が低く、人材確保や定着が困難な看護補助者の処遇改善を行うことを目的とする。

② 対策の柱との関係

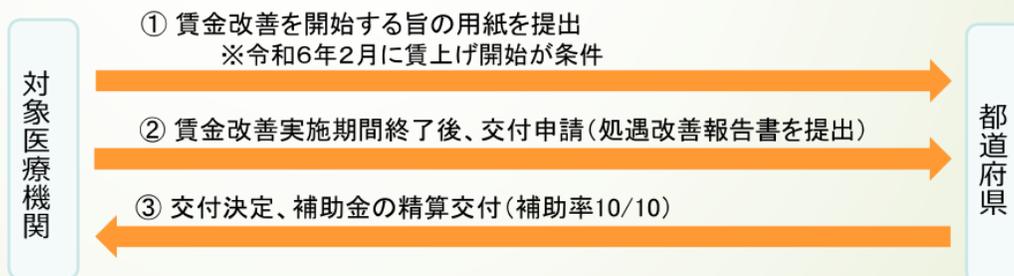
I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

- 病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するために必要な経費を都道府県に補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 対象期間 令和6年2月～5月の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う)
- 補助金額 対象施設の看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額
- 対象施設 病院及び有床診療所であって、看護補助者の配置を要件とする診療報酬を算定する医療機関
- 対象職種 看護補助者(看護補助者として以下の業務に専ら従事する者)であって、診療報酬の算定対象となる者
 看護師長及び看護職員の指導の下に行う、原則として療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)、病室内の環境整備やベッドメイキングのほか、病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行、診療録の準備等の業務



※上記のほか、補助金の申請・支払い等の事務に対応するため、国・都道府県の事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 給与水準の引上げによって看護補助者の確保・定着が促進されることにより、看護職から看護補助者へのタスク・シフト/シェアが円滑化することなどから、現場における効率的かつ質の高い医療の提供が期待される。

【参考資料】

第2次要請行動議事録（2023年11月21日）

【病院関係】

（4）感染症指定病院をはじめ、全ての医療従事者の労働安全衛生を確保するよう助言すること。

①<厚労省>第2次要請 【病院関係】項目4回答の概要

2023年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことから、以後の新型コロナウイルス感染症対策は個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取り組みをベースとした対応を求めている。一方、医療現場における感染拡大を防ぐ観点から、院内の労働安全衛生の確保が重要であり、感染対策として、時差通勤や昼休みの時差取得、感染した場合の休業制度、休業による手当等の取り決めを事前に労使間で話し合い、共有していること等が考えられる。厚生労働省では、ホームページにおいて、5類感染症以降の対応を含め、Q&Aの形で引き続き情報発信をしている。このような取り組みを通じて、引き続き医療従事者の労働安全衛生の確保、労働災害の防止に努めていく。

②<自治労>第2次要請 【病院関係】項目4追加要請1

労働安全衛生の確保に関連して、コロナウイルスが2類から5類に移行したことにより、濃厚接触者としての対応では特別休暇による出勤停止ではなくなったため、濃厚接触として休めない状況である。陽性の場合では5日間で職場復帰するが、10日間は人に感染させる可能性があり、働きながら対応に注意するよう指導もある。介護も医療現場も慢性的な人員不足で、休む人のカバーができない状況である。現場では年休は持っけていても現場として休めない状況である。配置基準だけをクリアするのではなく、安心して良質な医療が提供できるよう、労働安全衛生の観点を踏まえた、患者と職員の安全を守れる職場環境が必要である。

また、急性期夜間看護補助加算として、夜間帯に看護補助者を配置することで加算されている。これは看護師の業務負担の軽減を理由に導入されているが、現場実態は、多くが無資格の看護補助者で身体介護ができず、実際の負担軽減には繋がっていないため、制度の検証や精査が必要である。看護師の離職者が多い中で、看護補助者の役割が見直され、今後、タスクシェア・タスクシフトが進んでいくと考えられるが、質の向上を検討していくためにも正規雇用を含めた処遇改善が必要である。

③<厚労省>第2次要請 【病院関係】項目4追加要請1に対する回答

コロナウイルスが5類になり、状況が変わっていることは把握している。人員不足や急性期の看護補助加算など、根本的な医療体制については担当ではないが、そうした状況も踏まえ、何ができるか労働安全衛生に資するよう十分考え、対応していく必要がある。

(5) 感染症の疑いなども含めて対応している医療従事者が、安全・安心に業務が行えるよう、現場実態に即した防護服の確保など、必要物品の確保に向けた予算措置を行うこと。

①<厚労省>第2次要請 【病院関係】項目5回答の概要

新興感染症の対応については、昨年成立した改正感染症法により、都道府県の医療機関等間に協議を行い、病床確保や発熱外来等に関する協定を締結する仕組みを構築し、来年4月に施行される予定である。またこの感染法は新たに事業所協定の内容の一つとして、医療機関における个人防护具等の備蓄を位置付けたところである。

財政支援策については2023年度補正予算案については、協定を締結する医療機関の施設改修や施設整備への支援、医療従事者の感染対策研修等への支援などを計上している。感染症対策物資の確保の強化に関する国の財政措置についても、来年度の改正感染症の施行にむけてのあり方を検討していく。

②<自治労>第2次要請 【病院関係】項目5追加要請1

防護具の確保に関して、当初と比較した際は充足されているが、今後、未知の感染症が発生する可能性もあり、引き続き必要物品の確保に向けて取り組んでいただきたい。

本来は業者の仕事であるが、2類扱いでは対応できないと言われた仕事が5類になってもそのままの状況も見受けられ、現場では混乱している。現在は少しずつ整備されてきたが、変更に見合った体制もつくっていただけるよう、こうした現場の状況も知っていただきたい。

③<厚労省>第2次要請 【病院関係】項目5追加要請1に対する回答

个人防护具については、国や都道府県においても備蓄をしていく動きである。現在はコロナ禍に買った備品がまだある状況なので、今のうちに備蓄を進めていくよう検討している状況である。

職種別ウェブ学習会（病院職場） アンケート

【現業評議会】職種別ウェブ学習会（病院職場）へのご参加ありがとうございます。
ました。

今後の参考とするため、参加者のみなさまからのアンケートのご協力をお願いいたします。QRコードよりアクセスし、ご回答ください。（所要3分）

【URL】

<https://forms.gle/whMoYrqHYjJxaxC46>



携帯電話のカメラにQRコード読み取り機能がない場合は、左図の通りLINEホーム画面のQR読み取りからもアクセスできます。双方とも不可である場合は事務局へご相談ください。